

平成30年第2回安城市議会定例会付議案件

内 容																																
議案番号	第57号議案																															
議案名	安城市税条例等の一部を改正する条例の制定について																															
摘 要	<p>地方税法の改正等に伴うもの</p> <p>1 個人市民税</p> <p>(1) 平成33年度以降における非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を135万円（現行125万円）に引き上げる。</p> <p>(2) 基礎控除額に所得要件（前年の合計所得金額が2,500万円以下）を創設する。</p> <p>(3) 寄附金控除の対象となる、特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地を変更する。</p> <p>2 法人市民税</p> <p>平成32年4月1日から開始する事業年度から、大法人に対し申告書の電子情報処理組織による提出を義務付ける。</p> <p>3 市たばこ税</p> <p>(1) 税率を平成30年10月1日から下記のとおり3段階で引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期等</th> <th>市たばこ税（旧3級品を除く。）※1,000本当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>5,262円</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日～</td> <td>5,692円</td> </tr> <tr> <td>平成32年10月1日～</td> <td>6,122円</td> </tr> <tr> <td>平成33年10月1日～</td> <td>6,552円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 加熱式たばこの課税方式を段階的に現行方式から新方式に移行する。</p> <p>現行方式：加熱式たばこの重量（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算して得た本数を課税標準とする方式</p> <p>新方式：加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法と加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこの1本の金額に相当する価額をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法により換算して得た本数の合計数を課税標準とする方式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期等</th> <th>現行方式で換算した紙巻たばこの本数に乗じる割合</th> <th>新方式で換算した紙巻たばこの本数に乗じる割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日～</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>平成31年10月1日～</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>平成32年10月1日～</td> <td>0.4</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>平成33年10月1日～</td> <td>0.2</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>平成34年10月1日～</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新方式による紙巻たばこへの換算を5分の1ずつ増やして移行していく。</p> <p>4 固定資産税</p> <p>固定資産税の課税標準の軽減の程度について条例で定めることとされた割合を次のとおりとする。</p> <p>(1) 水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設で平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得されたもの 2分の1</p> <p>(2) 特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設で平成30年4月1日から平成33年3月31日までに取得されたもの 4分の3</p> <p>(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備で平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得されたもの</p>	実施時期等	市たばこ税（旧3級品を除く。）※1,000本当たり	現行	5,262円	平成30年10月1日～	5,692円	平成32年10月1日～	6,122円	平成33年10月1日～	6,552円	実施時期等	現行方式で換算した紙巻たばこの本数に乗じる割合	新方式で換算した紙巻たばこの本数に乗じる割合	現行	1	0	平成30年10月1日～	0.8	0.2	平成31年10月1日～	0.6	0.4	平成32年10月1日～	0.4	0.6	平成33年10月1日～	0.2	0.8	平成34年10月1日～	0	1
	実施時期等	市たばこ税（旧3級品を除く。）※1,000本当たり																														
	現行	5,262円																														
	平成30年10月1日～	5,692円																														
	平成32年10月1日～	6,122円																														
	平成33年10月1日～	6,552円																														
	実施時期等	現行方式で換算した紙巻たばこの本数に乗じる割合	新方式で換算した紙巻たばこの本数に乗じる割合																													
	現行	1	0																													
	平成30年10月1日～	0.8	0.2																													
	平成31年10月1日～	0.6	0.4																													
平成32年10月1日～	0.4	0.6																														
平成33年10月1日～	0.2	0.8																														
平成34年10月1日～	0	1																														

- ア 太陽光（１，０００キロワット未満）、風力（２０キロワット以上）、水力（５，０００キロワット以上）、地熱（１，０００キロワット未満）、バイオマス（１万キロワット以上２万キロワット未満） ２分の１
- イ 太陽光（１，０００キロワット以上）、風力（２０キロワット未満） １２分の７
- ウ 水力（５，０００キロワット未満）、地熱（１，０００キロワット以上）、バイオマス（１万キロワット未満） ３分の１
- (４) 先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等に該当する一定の機械装置等で中小企業者等に生産性向上特別措置法の施行の日から平成３３年３月３１日までに取得されたもの 零

(施行日)

公布の日（次に掲げるものを除く。）

- １ (１)(２) 平成３３年１月１日
- ２ 平成３２年４月１日
- ３ 上記各表に記載の日
- ４ (４) 生産性向上特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

議案番号	第５８号議案
議案名	安城市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
摘要	<p>規定内容の明確化及び地方税法の改正に伴う規定の整理をするもの</p> <ol style="list-style-type: none"> １ 規定内容の明確化 個人番号及び法人番号の定義を規定する。 ２ 地方税法の改正 <ol style="list-style-type: none"> (１) 読替規定の所要の改正 地方税法附則第１５条第４８項による課税標準の特例（一定の立地誘導促進施設の用に供する土地の課税標準をその土地の価格の３分の２の額とするもの）を適用する上で必要な読替規定の適用対象に同項を加える。 (２) 引用している地方税法の条項名の変更 附則第２項中「附則第１５条第４４項」→「附則第１５条第４３項」 附則第３項中「附則第１５条第４５項」→「附則第１５条第４４項」 附則第１６項中「第４４項、第４５項若しくは第４８項」→「第４３項、第４４項若しくは第４７項」 <p>(施行日)</p> <ol style="list-style-type: none"> １ 公布の日 ２ (１) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日 (２) 平成３１年４月１日

内 容	
議 案 番 号	第 5 9 号議案
議 案 名	安城市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市保育所設置運営者選考委員会の担当事務を拡大し、健康日本 2 1 安城計画策定委員会の担当事務を明確化するもの</p> <p>1 安城市保育所設置運営者選考委員会 (1) 担当事務の拡大 認定こども園等の設置運営者の選考に関する事項の調査審議を担当事務に追加する。 (2) (1) に伴う名称変更 「安城市保育所設置運営者選考委員会」→「安城市保育所等設置運営者選考委員会」</p> <p>2 健康日本 2 1 安城計画策定委員会 担当事務を明確化するため、地域自殺対策計画の策定等に関する事項の調査審議が担当事務に含まれることを規定する。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
議 案 番 号	第 6 0 号議案
議 案 名	安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>特別職の職員で非常勤であるものの報酬の適正化を図るもの</p> <p>保育所等設置運営者選考委員会委員の報酬（日額） 「7, 5 0 0 円」→「1 5, 0 0 0 円」</p> <p>(施行日) 公布の日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 6 1 号議案
議 案 名	安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴うもの</p> <p>放課後児童支援員となることのできる者の要件の明確化 「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」→「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
議 案 番 号	第 6 2 号議案
議 案 名	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方税法施行令の改正及びマイナンバー制度における情報連携の施行に伴うもの</p> <p>1 地方税法施行令の改正に伴うもの (1) 課税限度額の引上げ 基礎課税額に係る課税限度額を58万円(現行54万円)とする。 (2) 減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更 5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27万5,000円(現行27万円)とする。 2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を50万円(現行49万円)とする。</p> <p>2 マイナンバー制度における情報連携の施行に伴うもの 特例対象被保険者等に係る申告の際に提示することとされていた雇用保険受給資格証その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類について、情報連携により把握できるのであれば、提示を不要とする。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
議 案 番 号	第 6 3 号議案
議 案 名	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>介護保険法施行令の改正に伴うもの</p> <p>引用している介護保険法施行令の条項名の変更 第3条第1項第6号ア中「第38条第4項」→「第22条の2第2項」</p> <p>(施行日) 平成30年8月1日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 6 4 号議案
議 案 名	平成 3 0 年度安城市一般会計補正予算 (第 1 号) について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 6 5 号議案
議 案 名	工事請負契約の締結について
摘 要	<p>安城市レジャープール非構造部材等耐震化及び保全改修主体工事</p> <p>場 所 安城市和泉町地内</p> <p>概 要 構造 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 地下 1 階地上 2 階建</p> <p>内容</p> <p>特定天井改修 プール</p> <p>外部保全改修 外壁 屋上ほか</p> <p>内部改修 プール 昇降機ほか</p> <p>契 約 金 額 366,768,000 円</p> <p>契 約 の 相 手 方 安城市横山町寺田 3 5 番地 4 株式会社ナルセコーポレーション 代表取締役 成 瀬 介 宣</p> <p>契 約 の 方 法 総合評価方式による条件付一般競争入札</p> <p>工 期 ~平成 3 1 年 6 月 2 1 日まで</p>
議 案 番 号	第 6 6 号議案
議 案 名	工事協定の締結について
摘 要	<p>名鉄新安城駅の自由通路及び橋上駅整備事業</p> <p>場 所 安城市東栄町地内ほか</p> <p>概 要 工事内容 自由通路及び付帯施設の整備 自由通路に接続する橋上駅及び付帯施設の整備 その他 既存地下駅及び地下通路の閉塞</p> <p>業務内容 設計、施工及び監理</p> <p>協 定 の 金 額 3,066,000,000 円</p> <p>協 定 の 相 手 方 名古屋市中村区名駅一丁目 2 番 4 号 名古屋鉄道株式会社 取締役社長 安 藤 隆 司</p> <p>協 定 の 方 法 随意</p> <p>工 期 ~平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで</p>

内 容																													
議 案 番 号	第 6 7 号議案																												
議 案 名	工事請負契約の締結について																												
摘 要	<p>西海橋架替工事（上部工）</p> <p>場 所 安城市根崎町地内ほか</p> <p>概 要 内容 新橋整備（上部）</p> <p>規模 橋長 42.0メートル</p> <p>幅員 15.0メートル</p> <p>契 約 金 額 228,528,000 円</p> <p>契約の相手方 名古屋市中区錦一丁目7番34号</p> <p>極東興和株式会社名古屋支店</p> <p>支店長 杉 山 稔</p> <p>契 約 の 方 法 条件付一般競争入札</p> <p>工 期 ~平成31年3月27日まで</p>																												
議 案 番 号	報告第6号																												
議 案 名	継続費の通次繰越しについて																												
摘 要	<p>一般会計 単位 円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分（款・項） 事業名</th> <th>継 続 費 総 額 各 年 度 予 算 額</th> <th>平成29年度 支 出 済 額</th> <th>翌 年 度 通 次 繰 越 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">15 民生費 10 児童福祉費 和泉保育園改築事業</td> <td>856,000,000</td> <td rowspan="3">8,579,000</td> <td rowspan="3">248,421,000</td> </tr> <tr> <td>H29 257,000,000</td> </tr> <tr> <td>H30 599,000,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">15 民生費 10 児童福祉費 子ども発達支援センター外 構整備事業</td> <td>71,000,000</td> <td rowspan="3">24,537,000</td> <td rowspan="3">18,063,000</td> </tr> <tr> <td>H29 42,600,000</td> </tr> <tr> <td>H30 28,400,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">50 教育費 25 社会教育費 プラネタリウム改修事業</td> <td>398,520,000</td> <td rowspan="3">0</td> <td rowspan="3">239,112,000</td> </tr> <tr> <td>H28 119,556,000</td> </tr> <tr> <td>H29 119,556,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">50 教育費 25 社会教育費 文化センター改修事業</td> <td>1,752,044,000</td> <td rowspan="3">152,171,000</td> <td rowspan="3">370,442,000</td> </tr> <tr> <td>H29 522,613,000</td> </tr> <tr> <td>H30 1,229,431,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分（款・項） 事業名	継 続 費 総 額 各 年 度 予 算 額	平成29年度 支 出 済 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	15 民生費 10 児童福祉費 和泉保育園改築事業	856,000,000	8,579,000	248,421,000	H29 257,000,000	H30 599,000,000	15 民生費 10 児童福祉費 子ども発達支援センター外 構整備事業	71,000,000	24,537,000	18,063,000	H29 42,600,000	H30 28,400,000	50 教育費 25 社会教育費 プラネタリウム改修事業	398,520,000	0	239,112,000	H28 119,556,000	H29 119,556,000	50 教育費 25 社会教育費 文化センター改修事業	1,752,044,000	152,171,000	370,442,000	H29 522,613,000	H30 1,229,431,000
	区分（款・項） 事業名	継 続 費 総 額 各 年 度 予 算 額	平成29年度 支 出 済 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額																									
15 民生費 10 児童福祉費 和泉保育園改築事業	856,000,000	8,579,000	248,421,000																										
	H29 257,000,000																												
	H30 599,000,000																												
15 民生費 10 児童福祉費 子ども発達支援センター外 構整備事業	71,000,000	24,537,000	18,063,000																										
	H29 42,600,000																												
	H30 28,400,000																												
50 教育費 25 社会教育費 プラネタリウム改修事業	398,520,000	0	239,112,000																										
	H28 119,556,000																												
	H29 119,556,000																												
50 教育費 25 社会教育費 文化センター改修事業	1,752,044,000	152,171,000	370,442,000																										
	H29 522,613,000																												
	H30 1,229,431,000																												

内 容																																																													
議 案 番 号	報告第7号																																																												
議 案 名	繰越明許費の繰越しについて																																																												
摘 要	一般会計 単位 円																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>限 度 額</th> <th>翌年度繰越額</th> <th>うち未収入 特 定 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 道路施設維持管理事業</td> <td>12,000,000</td> <td>7,000,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 道路新設改良事業</td> <td>272,000,000</td> <td>257,600,000</td> <td>977,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 交通安全施設整備事業</td> <td>79,000,000</td> <td>60,600,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう新設改良事業</td> <td>221,000,000</td> <td>219,200,000</td> <td>71,679,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 15 河川費 河川維持管理事業</td> <td>14,000,000</td> <td>14,000,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 15 河川費 河川新設改良事業</td> <td>78,000,000</td> <td>78,000,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 土地区画整理事業</td> <td>144,371,000</td> <td>144,371,000</td> <td>129,000,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 南明治第一土地区画整理事業</td> <td>330,000,000</td> <td>330,000,000</td> <td>287,321,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 住宅市街地総合整備事業</td> <td>31,000,000</td> <td>30,100,000</td> <td>24,172,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 南明治第三土地区画整理事業</td> <td>9,000,000</td> <td>9,000,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 25 下水道事業費 下水道事業</td> <td>73,800,000</td> <td>33,220,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 30 住宅費 市営住宅建設事業</td> <td>25,000,000</td> <td>15,400,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>50 教育費 10 小学校費 小学校施設改修事業</td> <td>380,000,000</td> <td>380,000,000</td> <td>175,142,000</td> </tr> <tr> <td>50 教育費 15 中学校費 中学校施設改修事業</td> <td>93,000,000</td> <td>93,000,000</td> <td>21,831,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路施設維持管理事業	12,000,000	7,000,000	0	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路新設改良事業	272,000,000	257,600,000	977,000	40 土木費 10 道路橋りょう費 交通安全施設整備事業	79,000,000	60,600,000	0	40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう新設改良事業	221,000,000	219,200,000	71,679,000	40 土木費 15 河川費 河川維持管理事業	14,000,000	14,000,000	0	40 土木費 15 河川費 河川新設改良事業	78,000,000	78,000,000	0	40 土木費 20 都市計画費 土地区画整理事業	144,371,000	144,371,000	129,000,000	40 土木費 20 都市計画費 南明治第一土地区画整理事業	330,000,000	330,000,000	287,321,000	40 土木費 20 都市計画費 住宅市街地総合整備事業	31,000,000	30,100,000	24,172,000	40 土木費 20 都市計画費 南明治第三土地区画整理事業	9,000,000	9,000,000	0	40 土木費 25 下水道事業費 下水道事業	73,800,000	33,220,000	0	40 土木費 30 住宅費 市営住宅建設事業	25,000,000	15,400,000	0	50 教育費 10 小学校費 小学校施設改修事業	380,000,000	380,000,000	175,142,000	50 教育費 15 中学校費 中学校施設改修事業	93,000,000	93,000,000	21,831,000
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源																																																									
	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路施設維持管理事業	12,000,000	7,000,000	0																																																									
	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路新設改良事業	272,000,000	257,600,000	977,000																																																									
	40 土木費 10 道路橋りょう費 交通安全施設整備事業	79,000,000	60,600,000	0																																																									
	40 土木費 10 道路橋りょう費 橋りょう新設改良事業	221,000,000	219,200,000	71,679,000																																																									
	40 土木費 15 河川費 河川維持管理事業	14,000,000	14,000,000	0																																																									
	40 土木費 15 河川費 河川新設改良事業	78,000,000	78,000,000	0																																																									
	40 土木費 20 都市計画費 土地区画整理事業	144,371,000	144,371,000	129,000,000																																																									
	40 土木費 20 都市計画費 南明治第一土地区画整理事業	330,000,000	330,000,000	287,321,000																																																									
	40 土木費 20 都市計画費 住宅市街地総合整備事業	31,000,000	30,100,000	24,172,000																																																									
	40 土木費 20 都市計画費 南明治第三土地区画整理事業	9,000,000	9,000,000	0																																																									
	40 土木費 25 下水道事業費 下水道事業	73,800,000	33,220,000	0																																																									
40 土木費 30 住宅費 市営住宅建設事業	25,000,000	15,400,000	0																																																										
50 教育費 10 小学校費 小学校施設改修事業	380,000,000	380,000,000	175,142,000																																																										
50 教育費 15 中学校費 中学校施設改修事業	93,000,000	93,000,000	21,831,000																																																										

内 容				
議 案 番 号	報告第 8 号			
議 案 名	繰越明許費の繰越しについて			
摘 要	下水道事業特別会計			単位 円
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源
	5 下水道事業費 10 下水道建設費 下水道整備事業	396,000,000	363,000,000	363,000,000
議 案 番 号	報告第 9 号			
議 案 名	繰越明許費の繰越しについて			
摘 要	安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計			単位 円
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源
	5 安城桜井駅周辺特定土地区画整理費 5 土地区画整理費 土地区画整理事業	437,000,000	418,000,000	359,932,000
議 案 番 号	報告第 10 号			
議 案 名	予算の繰越しについて			
摘 要	水道事業会計			単位 円
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度繰越額
	4 資本的支出 10 建設改良費 水道施設拡張事業	196,732,000	110,116,000	86,616,000
4 資本的支出 10 建設改良費 配水設備増補改良事業	307,424,000	81,424,000	226,000,000	
議 案 番 号	報告第 11 号			
議 案 名	継続費の通次繰越しについて			
摘 要	水道事業会計			単位 円
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	継 続 費 総 額 各 年 度 予 算 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額
	4 資本的支出 10 建設改良費 北部浄水場新着水井・混和 池築造工事	582,000,000 H29 146,400,000 H30 435,600,000	2,900,000	143,500,000

内 容		
議 案 番 号	報告第 12 号	
議 案 名	安城市土地開発公社の経営状況の報告について	
摘 要	1 平成 29 年度事業報告及び決算	
	[事業報告]	
	取得 25,434.15 m ² 1,314,952,060 円	市道榎前井杭山 8 号線他用地取得事業用地 和泉町北交差点用地取得事業用地 市道榎前松原 1 号線用地取得事業用地 市道榎前松原 3 号線用地取得事業用地 市道西林中隠 2 号線用地取得事業用地 安城南明治土地区画整理事業用地 榎前地区工業団地造成事業用地
	処分 8,374.00 m ² 354,981,008 円	市道榎前井杭山 8 号線他用地取得事業用地 市道榎前松原 1 号線用地取得事業用地 市道榎前松原 3 号線用地取得事業用地 市道西林中隠 2 号線用地取得事業用地 安城南明治土地区画整理事業用地
	[決 算]	
	収益の収入 355,165,542 円	資本的収入 1,043,270,000 円
	収益の支出 355,285,420 円	資本的支出 1,657,482,060 円
	2 平成 30 年度事業計画及び予算	
	[事業計画]	
	取得 3,478 m ² 446,958 千円	市道榎前松原 1 号線用地取得事業用地 古井町地内公園整備用地取得事業用地 安城南明治土地区画整理事業用地 榎前地区工業団地造成事業用地
処分 33,771 m ² 1,940,849 千円	和泉町北交差点用地取得事業用地 市道榎前松原 1 号線用地取得事業用地 市道榎前松原 3 号線用地取得事業用地 市道西林中隠 2 号線用地取得事業用地 勢井前第一排水区ポンプ場用地取得事業用地 安城南明治土地区画整理事業用地 榎前地区工業団地造成事業用地	
[予 算]		
収益の収入 2,270,809 千円	資本的収入 1,006,196 千円	
収益の支出 1,936,894 千円	資本的支出 1,161,740 千円	

内 容													
議 案 番 号	報告第 13 号												
議 案 名	公益財団法人安城都市農業振興協会の経営状況の報告について												
摘 要	<p>1 平成 29 年度事業報告及び決算</p> <p>[事業報告]</p> <p>平成 29 年度入園者数 560,085 人 開園以来の入園者数 11,682,706 人</p> <p>(1) 公の施設を活用して、都市と農村との交流の場と機会及び憩いと安らぎの場と機会を提供するとともに、農業を始めとする産業の振興に寄与するための機会を提供する事業（公益目的事業）</p> <p>ア 都市と農村との交流及び憩いと安らぎの場の提供事業 イ 都市と農村との交流の機会の提供事業 ウ 憩いと安らぎの機会の提供事業 エ 農業を始めとする産業の振興に寄与するための機会の提供事業</p> <p>(2) 地域の環境、特性に合う植物の育成研究及び品種改良に関する事業（公益目的事業）</p> <p>ア 地域の環境及び特性に合う新品種導入に関する研究 イ 地域の環境及び特性に合う植物の改良及び保存 ウ 希少品種及びオリジナル品種の育成及び研究 エ 特定植物保全拠点園としての植物収集及び保全</p> <p>(3) 物品販売に関する事業（収益事業）</p> <p>ア 直営店舗での販売事業 イ 販売委託事業</p> <p>[決 算]</p> <table> <tr> <td>経常収益</td> <td>713,607,348 円</td> <td>経常外収益</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td>725,330,122 円</td> <td>経常外費用</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">当期一般正味財産減少額</td> <td colspan="2">11,722,774 円</td> </tr> </table>	経常収益	713,607,348 円	経常外収益	0 円	経常費用	725,330,122 円	経常外費用	0 円	当期一般正味財産減少額		11,722,774 円	
	経常収益	713,607,348 円	経常外収益	0 円									
経常費用	725,330,122 円	経常外費用	0 円										
当期一般正味財産減少額		11,722,774 円											
	<p>2 平成 30 年度事業計画及び予算</p> <p>[事業計画]</p> <p>(1) 公の施設を活用して、都市と農村との交流の場と機会及び憩いと安らぎの場と機会を提供するとともに、農業を始めとする産業の振興に寄与するための機会を提供する事業（公益目的事業）</p> <p>(2) 地域の環境、特性に合う植物の育成研究及び品種改良に関する事業（公益目的事業）</p> <p>(3) 物品販売に関する事業（収益事業）</p> <p>[予 算]</p> <table> <tr> <td>経常収益</td> <td>708,000 千円</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td>708,000 千円</td> </tr> </table>	経常収益	708,000 千円	経常費用	708,000 千円								
経常収益	708,000 千円												
経常費用	708,000 千円												

内 容													
議 案 番 号	報告第 1 4 号												
議 案 名	公益財団法人安城市学校給食協会の経営状況の報告について												
摘 要	<p>1 平成 2 9 年度事業報告及び決算</p> <p>[事業報告]</p> <p>(1) 食育推進事業</p> <p>ア 食育の普及啓発</p> <p>イ 学校給食に関する思い出の作文・絵画の募集</p> <p>ウ 親子給食調理教室開催</p> <p>エ 調理場施設見学・試食会</p> <p>オ 地元食材の啓発</p> <p>(2) 物資購入事業及び給食調理事業</p> <p>市内 5 6 校園の児童、生徒、園児等に対する給食の提供に必要な給食用主食及び副食物資を 1,017,860,725 円で購入し、北部、中部及び南部調理場において年間4,345,759 食分の副食の調理提供を実施した。</p> <p>(3) 施設管理事業</p> <p>[決 算]</p> <table> <tr> <td>経常収益</td> <td>1,913,323,972 円</td> <td>経常外収益</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td>1,913,323,972 円</td> <td>経常外費用</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">当期一般正味財産増減額</td> <td colspan="2">0 円</td> </tr> </table>	経常収益	1,913,323,972 円	経常外収益	0 円	経常費用	1,913,323,972 円	経常外費用	0 円	当期一般正味財産増減額		0 円	
	経常収益	1,913,323,972 円	経常外収益	0 円									
経常費用	1,913,323,972 円	経常外費用	0 円										
当期一般正味財産増減額		0 円											
	<p>2 平成 3 0 年度事業計画及び予算</p> <p>[事業計画]</p> <p>(1) 食育に関する普及啓発及び給食を機会とした食育推進事業</p> <p>(2) 学校給食の調理等に関する事業</p> <p>(3) 公共施設の管理運営を行う事業</p> <p>[予 算]</p> <table> <tr> <td>経常収益</td> <td>2,030,422 千円</td> </tr> <tr> <td>経常費用</td> <td>2,030,422 千円</td> </tr> </table>	経常収益	2,030,422 千円	経常費用	2,030,422 千円								
経常収益	2,030,422 千円												
経常費用	2,030,422 千円												

内 容	
議 案 番 号	報告第 15 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 39,700円</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 発生日時 平成30年3月14日 午後1時20分ごろ</p> <p>(2) 発生場所 安城市新田町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の県道において、走行中の公用車が、一時停止規制のある市道から当該県道に右折進入した相手方車両と接触したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 車体左前部の損傷</p> <p>4 過失割合 安城市10% 相手方90%</p> <p>5 専決年月日 平成30年6月5日</p>
議 案 番 号	諮問第 1 号
議 案 名	人権擁護委員の推薦について
摘 要	<p>委員 榊原真由美の任期満了（平成30年9月30日）に伴う後任の推薦</p> <p>人権擁護委員</p> <p>任期 3年</p> <p>委員数 8人</p> <p>要件 本市議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員</p>